

表5 確定申告会場日程・案内図

日程(開設期間)	受付時間
2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜日・祝日などを除く) ※ただし、2月24日(休)、3月1日(日)に限り開場します。	午前9時～午後4時

  

松伏方面  
イオンレイクタウン mori  
東埼玉道路  
銀行  
ロータリー  
越谷レイクタウン駅  
JR武蔵野線  
吉川駅  
国道298号方面

確定申告会場  
イオンレイクタウン kaze  
3階 イオンホール(映画館隣)

(2面の続き)

**確定申告会場・日程**

回2月17日(月)～3月16日(月)  
(土・日曜日・祝日などを除く)  
ただし2月24日(休)、3月1日(日)は実施) 午前9時～午後4時

場イオンレイクタウン kaze (かぜ) 3階イオンホール(場所は表5を参照)

内確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告の受付および納税相談(相談できる内容は表6を参照)を行います。

※現金納付の窓口業務は行いません。

※混雑状況などにより、受付終了時間を早める場合があります。

※期間中、越谷税務署庁舎内では申告相談は実施しません。

※表7の簡易な確定申告は、市民税・県民税申告会場で受けられます。

※復興特別所得税の額は各年の基準所得税(原則としてその年の所得税額)に2.1パーセントの税率をかけて計算した額です。

※復興特別所得税の額は各年の基準所得税(原則としてその年の所得税額)に2.1パーセントの税率をかけて計算した額です。

令和19年分までは、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付が必要です。

復興特別所得税の額は各年の基準所得税(原則としてその年の所得税額)に2.1パーセントの税率をかけて計算した額です。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

令和19年分までは、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付が必要です。

復興特別所得税の額は各年の基準所得税(原則としてその年の所得税額)に2.1パーセントの税率をかけて計算した額です。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

申告書に添付する書類について

社会保険料・生命保険料の支払証明書などの添付書類は、添付書類台紙に貼って提出してください。

※平成31年4月1日より確定申告への源泉徴収票の添付が不要になりましたが、申告書には、源泉徴収票などの内容を記載する必要があります。

なお、申告会場などで申告書などを作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので必ずお持ちください。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

表6 越谷税務署(イオンレイクタウン会場)でのみ相談できる申告内容(市民税・県民税申告会場では受付できません)

<ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告</li> <li>所得税などの住宅借入金等特別控除の申告</li> <li>株、土地、建物などの譲渡所得の申告</li> <li>事業所得(営業等・農業)、不動産所得で収支内訳書ができていない方の申告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雑損、寄附金控除(ふるさと納税は除く)などの申告</li> <li>利子所得、配当所得、損失、準確定申告など事例の少ない申告</li> </ul>
---	--

表7 簡易な確定申告(市民税・県民税申告会場で受付が可能です)

<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)があり、次のいずれかの要件に該当する方(修正申告・更正の請求などを除く) <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費控除を受ける方の還付申告 <ul style="list-style-type: none"> <li>※平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合、領収書の提出に代わり、「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。詳しくは、国税庁のホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧ください。</li> </ul> </li> <li>令和元年(平成31年)の途中で退職などにより、年末調整を受けなかった方の申告</li> <li>給与などを2カ所以上の会社から受けている方の申告</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金などを2カ所以上から受けている方の申告</li> <li>給与所得と公的年金等の所得など2種類以上の収入があった方の申告</li> <li>扶養・障害者控除などを追加する方の還付申告</li> <li>一時所得があった方の申告</li> <li>白色申告で、事業所得(営業等・農業)、不動産所得などがあり、収支内訳書の記入・計算ができていない方の申告 <ul style="list-style-type: none"> <li>※市民税・県民税申告会場で受付できる確定申告でも、内容によっては税務署主催の申告会場を案内する場合があります。</li> </ul> </li> </ul>
---	--

**確定申告書の作成は自宅などで**

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」が便利です

**スマホでラクラク確定申告**

カンタン・便利な3つのポイント!

- ① スマホで見やすい専用画面
- ② 画面の案内に従ってラクラク操作
- ③ 作成した申告書はe-Taxで提出!ご自宅やコンビニのプリンタで印刷し、郵送等で提出することもできます!

※ID/パスワードは事前登録が必要です。  
※既に確定申告会場等で取得している方もいます。  
申告書の控えをご確認ください。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)

**納税は期限内に**

確定申告による所得税などの納期限は3月16日(月)です。確定申告書提出後に納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせはありませんので、納期限までに金融機関または税務署で納付ください。また、納税額が30万円以下の場合には、国税庁ホームページから「コンビニ納付用の納付書」を作成・印刷することで、一部のコンビニエンスストアで納付することができます。

振替納税を利用される方は、4月21日(火)に指定口座から引き落としされますので、残高確認をお願いします。

# 地区防災計画(自主防災組織)

地区防災計画を作成することにより地域の防災力の向上を目指し、モデル地区事業として柳之宮自主防災組織を選定し、本市で初めてとなる計画の作成支援を行いました。

問:危機管理防災課 ☎305

## 地区防災計画

一定の地域の住民が自発的に行う防災活動に関する計画です。自分たちの地域の人命財産を守るため、自助や共助などに率先して取り組む防災活動について、地域の特性や活動主体の経験などに応じて自由に作成することができます。

### 地区防災計画の目的

各地域の特性に応じた地域コミュニティによる防災活動を地域住民の皆さんが議論し、平常時の防災活動などの取り組みを通して地域の防災力を高め、地域における災害時の被害を軽減させることを目的としています。

### 今後の取り組み

近年、大規模災害に加え、大雨やゲリラ豪雨、竜巻など局地的な災害が発生しています。

地区防災計画の作成は、その活動を通して、自分が暮らす地域とのつながりを持つことができるコミュニティ活動の活性化と地域の防災力の向上が図れることから、市では、地区防災計画の作成を推進し、作成を行う自主防災組織を支援していきます。

## 柳之宮自主防災組織の取り組み

### ① 勉強会

柳之宮自主防災組織の中で地区防災計画の目的や検討会のスケジュールなどを共有し、風水害や地震に関する地域の課題について意見交換を行いました。

### ② 防災まち歩き

柳之宮地区内の浸水しやすい箇所や倒壊の危険性がある建物、一時避難ができそうな空き地など、防災マップの基礎資料となる箇所を地図に書き込みました。

### ③ ワークショップ

防災まち歩きを基に作成した防災マップ、地区防災計画の全体構成・災害時の活動(風水害・地震)についてまとめ、自主防災組織として取り組む活動についてグループで話し合いました。

### ④ 地区防災計画・防災マップの作成

地区防災計画と防災マップ(水害編・地震編)の完成。災害時の活動体制や今後の課題などを計画に盛り込みました。

### 計画の作成にあたって(柳之宮自主防災組織 会長)

この計画は、幅広い年齢層の町会員の参加を頂き、完成しました。今後は、訓練を通して改善点を検証し、より実効性のある計画へと見直ししていきます。

